

介護医療院コリーナ利用料金

(1) 基本料金（Ⅱ型介護医療院（Ⅰ）サービス費）

単位：円／日

サービス項目	多床室			個室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護 1	797	1,594	2,391	685	1,369	2,054
要介護 2	896	1,791	2,686	782	1,564	2,346
要介護 3	1,108	2,215	3,322	995	1,990	2,985
要介護 4	1,198	2,395	3,593	1,084	2,168	3,252
要介護 5	1,279	2,558	3,936	1,165	2,330	3,495

(2) 加算について（該当する加算のみ算定いたします。）

単位：円

項 目	内 容	入所者負担		
		1割	2割	3割
夜間勤務等看護 (Ⅳ) /日	夜間および深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。	7	14	21
室料相当額控除 /日	令和7年8月より、多床室の入所者に係る室料相当額を控除します。	27	53	79
外 泊 /日	居宅における外泊が認められた場合に所定単位数に代えて算定します。	367	735	1,102
他医療機関へ受診した時の費用 /日	当該入所の原因となった傷病以外の傷病に罹患し、専門的な診療が必要になった場合に、他医療機関において診療が行われた場合に算定します。	367	735	1,102
初期加算 /日	当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。	31	61	92
退所時栄養情報連携加算 ※1 /月	居宅に退所する場合は入所者の主治の医師の属する病院又は診療所及び介護支援専門員に対して、病院、診療所又は他の介護保険施設に入院又は入所する場合は当該医療機関等に対して、入所者の同意を得て、管理栄養士が入所者の栄養管理に関する情報を提供した場合に算定します。	71	142	213

項 目	内 容	1 割	2 割	3 割
再入所時栄養連携加算 /回	当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。	203	406	609
退所時情報提供加算（Ⅰ）※2 /回	居宅又は他の社会福祉施設等へ退所する場合は退所後の主治の医師に対し、入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に算定します。	507	1,014	1,521
退所時情報提供加算（Ⅱ）※3 /回	入所者が退所して医療機関に入院する場合は当該医療機関に対し、入所者の同意を得て、当該入所者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該入所者の紹介を行った場合に算定します。	254	507	761
協力医療機関連携加算（Ⅰ）※4 /月	協力医療機関との間で、入所者の同意を得て、当該入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合に算定します。	51	102	153
経口維持加算（Ⅰ） /月	食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき経口維持計画を作成し管理栄養士が栄養管理を行っている場合に算定します。	406	812	1,217
療養食加算 /回	疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。	6	13	19
緊急時治療管理 /日	入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむをえない事情により行われる医療行為が発生した場合に算定します。	526	1,051	1,576
特定治療		医科診療報酬点数×10		
認知症チームケア推進加算（Ⅱ） /日	認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資するチームケアを提供した場合に算定します。	122	244	365

項 目	内 容	1 割	2 割	3 割
科学的介護推進体制加算（Ⅰ） /月	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。	41	81	122
安全対策体制加算 入所初日	事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策体制が整備されている場合に算定します。	21	41	61
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ） /月	高齢者施設等における平時からの感染対策の実施や感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を確保している場合に算定します。	5	10	15
新興感染症等施設療養費 /月	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った場合に算定します。	244	487	730
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） /日	介護従業者のうち介護福祉士が 60%以上を占めている場合算定します。	19	37	55
褥瘡対策指導管理（Ⅰ） /日	常時褥瘡対策をとっている場合に、入所者等の褥瘡の有無に関わらず、算定します。	6	12	18
作業療法 （1 回につき）	生活機能の改善等を通して、実用的な日常生活における諸活動の自立性の向上を図るために、作業療法を行った場合に算定する。	123	246	369
理学療法 （1 回につき）	運動療法・歩行訓練・活動向上訓練・物理療法等を組み合わせて、理学療法を行った場合に算定する。	123	246	369
短期集中リハビリテーション （1 日につき）	入所した日から 3 か月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合に算定します。	240	480	720
精神科作業療法 （1 日につき）	入所者に対して、精神科作業療法を行った場合に算定します。	220	440	660

(3) 居住費・食費

		基準費用 額（日額）	負担限度額			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		1,445	300	390	650	1,360
居住費	多床室 ～R7.7.31	437	0	430	430	430
	多床室 R7.8.1～	697	0	430	430	430
	個室	1,728	550	550	1,370	1,370

注1) 食費、居住費については、「介護保険負担限度額認定書」の交付を受けた方は、当該認定書に記載されている負担限度額となります。

注2) 居住費については、入院・外泊期間中でも料金をいただきます。

注3) 食費は、おやつを含む一日分です。

(4) その他の利用料金

単位：円

項目	内容	料金
電気代	1日、1点につき電気を使用した場合に算定します。	55
診断書料	診断書を作成した場合に算定します。	実費
インフルエンザ接種料	インフルエンザワクチン予防接種に係る費用	実費
コロナワクチン接種料	コロナワクチン予防接種に係る費用	実費
理美容代	散髪を実施された方に算定します。 毎月、第1月曜日に実施されます。ご希望の方は、お申し出ください。 実施日が変更になる場合は、お知らせいたします。	実費
洗濯代	委託業者にお願いしています。 ご希望の方は、私物洗濯同意書にご記入をお願いいたします。 ドライクリーニングの料金表は別途ご提示しております。	660/1 ネット